

第一百五十九回

参議院交通・情報通信委員会会議録第三号

平成十二年十一月十日(金曜日)
午後二時十七分開会

委員の異動

十一月八日
辞任

三重野栄子君

補欠選任

渕上 貞雄君

十一月九日
辞任

山下八洲夫君

補欠選任

平田 健二君

十一月十日
辞任

平田 健二君

補欠選任

訓弘君

出席者は左のとおり。

委員長

今泉 昭君

理事

鈴木 政二君

委員

寺崎 昭久君

平田 健二君

鈴木 政二君

中島 啓雄君

渕上 貞雄君

野沢 太三君

鹿熊 安正君

常田 享詳君

山内 俊夫君

齊藤 効君

内藤 正光君

岩本 岳志君

山下八洲夫君

宮本 莊太君

山下八洲夫君

○國務大臣(堺屋太一君) ただいま議題となりました高度情報通信ネットワーク社会形成基本法案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を

事務局側 国務大臣 堀屋 太一君
常任委員会専門 館野 忠男君

員会 常任委員会専門 館野 忠男君

御説明申し上げます。
現在、情報通信技術の活用により、個人の活動、生活様式、社会・経済活動、行政のあり方等広範な分野において、急激かつ大幅な変化が世界的規模で進展しております。

我が国においてもこのようないわゆる変化に的確に対応し、インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて自由かつ安全に多様な情報や知識を受発信することにより、創造的かつ活力ある発展が可能となる社会、すなはち、高度情報通信ネットワーク社会を形成することが喫緊の課題であります。

○委員長(今泉昭君) ただいまから交通・情報通信委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。去る八日、三重野栄子君が委員を辞任され、その補欠として渕上貞雄君が選任されました。

○委員長(今泉昭君) 次に、理事の補欠選任についてお詰りいたします。

委員の異動に伴い現在理事が一名欠員となつておりますので、その補欠選任を行いたいと存じます。

○委員長(今泉昭君) 次に、理事の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(今泉昭君) 御異議ないと認めます。

それでは、理事に渕上貞雄君を指名いたします。

○委員長(今泉昭君) ただいま議題となりました高度情報通信ネットワーク社会形成基本法案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を

第一に、六つの基本理念を掲げております。すなわち、すべての国民が情報通信技術の恵沢を享受できる社会の実現、経済構造改革の推進及び産業国際競争力の強化、ゆとりと豊かさを実感できる国民生活の実現、活力ある地域社会の実現、民間主導の原則と適切な官民の役割分担、情報通信技術の利用機会の格差の是正等であります。

第二に、施策の策定に係る基本方針として、世界最高水準の高度情報通信ネットワークの形成、教育及び学習の振興並びに人材の育成、電子商取引の促進、行政の情報化、ネットワークの安全性の確保、研究開発の推進、国際的な協調等を規定しております。

第三に、推進体制として、内閣に高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部を設置することとし、内閣総理大臣を本部長とするなど組織、所掌事務等を規定しております。

第四に、本戦略本部が策定する重点計画について、原則として施策の具体的な目標や達成の期間を付すべきこと等所要の事項を規定しております。

以上がこの法律案の提案の理由及びその内容の概要でございますが、衆議院におきましては、基本理念として、社会経済構造の変化に伴う雇用その他の分野における新たな課題への対応を加えることを内容とする修正が行われております。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(今泉昭君) 以上で本案の趣旨説明の聽取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後二時二十二分散会

十一月十日本委員会に左の案件が付託されました。

一、高度情報通信ネットワーク社会形成基本法案

案

(小字及び一は衆議院修正)

高度情報通信ネットワーク社会形成基本方針(第十五)

高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(第十六)

高度情報通信ネットワーク社会形成基本方針(第十七)

高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(第十八)

高度情報通信ネットワーク社会形成基本方針(第十九)

高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(第二十)

高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(第二十一)

高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(第二十二)

高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(第二十三)

高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(第二十四)

高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(第二十五)

高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(第二十六)

高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(第二十七)

高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(第二十八)

高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(第二十九)

高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(第三十)

高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(第三十一)

高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(第三十二)

高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(第三十三)

高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(第三十四)

高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(第三十五)

高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(第三十六)

高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(第三十七)

高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(第三十八)

高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(第三十九)

高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(第四十)

高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(第四十一)

高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(第四十二)

高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(第四十三)

高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(第四十四)

高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(第四十五)

高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(第四十六)

高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(第四十七)

高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(第四十八)

高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(第四十九)

高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(第五十)

高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(第五十一)

高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(第五十二)

高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(第五十三)

高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(第五十四)

高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(第五十五)

高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(第五十六)

高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(第五十七)

高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(第五十八)

高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(第五十九)

高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(第六十)

高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(第六十一)

高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(第六十二)

高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(第六十三)

高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(第六十四)

高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(第六十五)

高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(第六十六)

高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(第六十七)

高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(第六十八)

高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(第六十九)

高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(第七十)

高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(第七十一)

高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(第七十二)

高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(第七十三)

高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(第七十四)

高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(第七十五)

高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(第七十六)

高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(第七十七)

高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(第七十八)

高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(第七十九)

高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(第八十)

高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(第八十一)

高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(第八十二)

高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(第八十三)

高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(第八十四)

高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(第八十五)

高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(第八十六)

高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(第八十七)

高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(第八十八)

高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(第八十九)

高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(第九十)

高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(第九十一)

高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(第九十二)

高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(第九十三)

高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(第九十四)

高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(第九十五)

高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(第九十六)

高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(第九十七)

高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(第九十八)

高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(第九十九)

高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(第一百)

高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(第一百一)

高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(第一百二)

高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(第一百三)

高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(第一百四)

高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(第一百五)

高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(第一百六)

高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(第一百七)

高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(第一百八)

高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(第一百九)

高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(第一百十)

高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(第一百十一)

高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(第一百十二)

高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(第一百十三)

高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(第一百十四)

高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(第一百十五)

高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(第一百十六)

高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(第一百十七)

高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(第一百十八)

高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(第一百十九)

高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(第一百二十)

高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(第一百二十一)

高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(第一百二十二)

高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(第一百二十三)

高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(第一百二十四)

高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(第一百二十五)

高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(第一百二十六)

高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(第一百二十七)

高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(第一百二十八)

高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(第一百二十九)

高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(第一百三十)

高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(第一百三十一)

高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(第一百三十二)

高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(第一百三十三)

高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(第一百三十四)

高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(第一百三十五)

高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(第一百三十六)

高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(第一百三十七)

高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(第一百三十八)

高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(第一百三十九)

高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(第一百四十)

高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(第一百四十一)

高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(第一百四十二)

高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(第一百四十三)

高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(第一百四十四)

高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(第一百四十五)

高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(第一百四十六)

高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(第一百四十七)

高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(第一百四十八)

高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(第一百四十九)

高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(第一百五十)

高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(第一百五十一)

高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(第一百五十二)

高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(第一百五十三)

高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(第一百五十四)

高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(第一百五十五)

高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(第一百五十六)

高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(第一百五十七)

高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(第一百五十八)

高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(第一百五十九)

高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(第一百六十)

高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(第一百六十ー)

高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(第一百六十ーー)

高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(第一百六十ーーー)

高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(第一百六十ーーーー)

高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(第一百六十ーーーーー)

高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(第一百六十ーーーーーー)

高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(第一百六十ーーーーーーー)

高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(第一百六十ーーーーーーーー)

高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(第一百六十ーーーーーーーーー)

高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(第一百六十ーーーーーーーーーー)

高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(第一百六十ーーーーーーーーーーー)

高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(第一百六十ーーーーーーーーーーーー)

高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(第一百六十ーーーーーーーーーーーーー)

高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(第一百六十ーーーーーーーーーーーーーー)

高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(第一百六十ーーーーーーーーーーーーーーー)

高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(第一百六十ーーーーーーーーーーーーーーーー)

高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(第一百六十ーーーーーーーーーーーーーーーーー)

高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(第一百六十ーーーーーーーーーーーーーーーーーー)

高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(第一百六十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーー)

高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(第一百六十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー)

高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(第一百六十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー)

高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(第一百六十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー)

高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(第一百六十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー)

高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(第一百六十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー)

高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(第一百六十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー)

附則 第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、情報通信技術の活用により世界的規模で生じてゐる急激かつ大幅な社会経済構造の変化に適確に対応することの緊要性にかんがみ、高度情報通信ネットワーク社会の形成に關し、基本理念及び策の策定に係る基本方針を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにし、並びに高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部を設置するとともに、高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する重点計画の作成について定めることにより、高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策を迅速かつ重視的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「高度情報通信ネットワーク社会」とは、インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて自由かつ安全に多様な情報又は知識を世界的規模で入手し、共有し、又は発信することにより、あらゆる分野における創造的かつ活力ある発展が可能となる社会をいう。

(すべての国民が情報通信技術の恵澤を享受できる社会の実現)

第三条 高度情報通信ネットワーク社会の形成は、すべての国民が、インターネットその他の高度情報通信ネットワークを容易にかつ主体的に利用する機会を有し、その利用の機会を通じて個々の能力を創造的かつ最大限に發揮することが可能となり、もつて情報通信技術の恵澤をあまねく享受できる社会が実現されることを目指して、行われなければならない。

(経済構造改革の推進及び産業国際競争力の強化)

第四条 高度情報通信ネットワーク社会の形成は、電子商取引その他の高度情報通信ネットワークを利用した経済活動(以下「電子商取引等」という。)の促進、中小企業者その他の事

業者の経営の能率及び生産性の向上、新たな事業の創出並びに就業の機会の増大をもたらし、もつて経済構造改革の推進及び産業の国際競争力の強化に寄与するものでなければならぬ。

(高度情報通信ネットワーク社会の形成(めどりと豊かさを実感できる国民生活の実現))

第五条 高度情報通信ネットワーク社会の形成(めどりと豊かさを実感できる国民生活の実現)は、インターネットその他高度情報通信ネットワークを通じた、国民生活の全般にわたる質の高い情報の流通及び低廉な料金による多様なサービスの提供により、生活の利便性の向上、生活様式の多様化の促進及び消費者の主体的かつ合理的選択の機会の拡大が図られ、もつてゆとりと豊かさを実感できる国民生活の実現に寄与するものでなければならない。

(活力ある地域社会の実現及び住民福祉の向上)

第六条 高度情報通信ネットワーク社会の形成は、情報通信技術の活用による、地域経済の活性化、地域における魅力ある就業の機会の創出並びに地域内及び地域間の多様な交流の機会の増大による住民生活の充実及び利便性の向上を通じて、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現及び地域住民の福祉の向上に寄与するものでなければならない。

(国及び地方公共団体との役割分担)

第七条 高度情報通信ネットワーク社会の形成は、当たつては、民間が主導的役割を担うことを原則とし、国及び地方公共団体は、公正な競争の促進、規制の見直し等高度情報通信ネットワーカー社会の形成を阻害する要因の解消その他の民

(法的上の措置等)

第八条 高度情報通信ネットワーク社会の形成は、当たつては、地理的な制約、年齢、身体的な条件その他の要因に基づく情報通信技術の利用の機会又は活用のための能カにおける格差が、高

度情報通信ネットワーク社会の円滑かつ一体的

な形成を著しく阻害するおそれがあることにかんがみ、その是正が積極的に図られなければならない。

(社会経済構造の変化に伴う新たな課題への対応)

第九条 高度情報通信ネットワーク社会の形成に当たつては、情報通信技術の活用により生ずる社会経済構造の変化に伴う雇用その他の分野における各般の新たな課題について、適確かつ積極的に対応しなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第十条 国は、第三条から前条までに定める高度情報通信ネットワーク社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのつとり、高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体)

第十一条 地方公共団体は、基本理念にのつとり、高度情報通信ネットワーク社会の形成に関し、国との適切な役割分担を踏まえ、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(法的上の措置等)

第十二条 政府は、高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(統計等の作成及び公表)

第十三条 政府は、高度情報通信ネットワーク社会に関する統計その他の高度情報通信ネットワーク社会の形成に資する資料を作成し、インターネットの利用その他適切な方法により隨時公表しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十四条 政府は、広報活動等を通じて、高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する統計その他の要因に基づく情報通信技術の利用の機会又は活用のための能カにおける格差が、高

度情報通信ネットワーク社会の円滑かつ一体的

な形成を著しく阻害するおそれがあることにかんがみ、その是正が積極的に図られなければならない。

(理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。)

(高度情報通信ネットワークの一層の拡充等の一体的な推進)

第十五条 高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策の策定に当たつては、高度情報通信ネットワークの一層の拡充、高度情報通信ネットワークを通じて提供される文字、音声、映像その他の情報の充実及び情報通信技術の活用のために必要な能力の習得が不可欠であり、かつ、相互に密接な関連を有することにかんがみ、これらが一体的に推進されなければならない。

(高度情報通信ネットワークの形成)

第十六条 高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策の策定に当たつては、広く国民が低廉な料金で利用ができる世界最高水準の高度情報通信ネットワークの形成を促進するため、事業者間の公正な競争の促進その他の必要な措置が講じられなければならない。

(世界最高水準の高度情報通信ネットワークの形成)

第十七条 高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策の策定に当たつては、すべての国民が情報通信技術を活用することができるよう

にするための教育及び学習を振興するとともに、高度情報通信ネットワーク社会の発展を担う専門的な知識又は技術を有する創造的な人材を育成するためには必要な措置が講じられなければならない。

(教育及び学習の振興並びに人材の育成)

第十八条 高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策の策定に当たつては、規制の見直し、新たな準則の整備、知的財産権の適正な保護及び利用、消費者の保護その他の電子商取引等の促進を図るために必要な措置が講じられなければならない。

(電子商取引等の促進)

第十九条 高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策の策定に当たつては、規制の見直し、新たな準則の整備、知的財産権の適正な保

護及び利用、消費者の保護その他の電子商取引等の促進を図るために必要な措置が講じられなければならない。

(行政の情報化)

第二十九条 高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策の策定に当たっては、国民の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化、効率化及び透明性の向上に資するため、国及び地方公共団体の事務におけるインターネットその他高度情報通信ネットワークの利用の拡大等行政の情報化を積極的に推進するため必要な措置が講じなければならない。

(公共分野における情報通信技術の活用)

第二十一条 高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策の策定に当たっては、國民の利便性の向上を図るため、情報通信技術の活用による公共分野におけるサービスの多様化及び質の向上のために必要な措置が講じなければならない。

(高度情報通信ネットワークの安全性の確保等)

第二十二条 高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策の策定に当たっては、急速な技術の革新が、今後の高度情報通信ネットワーク社会の発展の基盤であるとともに、我が国産業の国際競争力の強化をもたらす源泉であることから、情報通信技術について、国、地方公共団体、大学、事業者等の相互の密接な連携の下に、創造性のある研究開発が推進されるよう必要な措置が講じなければならない。

(研究開発の推進)

第二十三条 高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策の策定に当たっては、急速な技術の革新が、今後の高度情報通信ネットワーク社会の発展の基盤であるとともに、我が国産業の国際競争力の強化をもたらす源泉であることから、情報通信技術について、国、地方公共団体、大学、事業者等の相互の密接な連携の下に、創造性のある研究開発が推進されるよう必要な措置が講じなければならない。

(国際的な協調及び貢献)

第二十四条 高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策の策定に当たっては、高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する国際的な連携及び開発途上地域に対する技術協力その他の国際協力を積極的に行うために必要な措置が講じなければならない。

通信ネットワークが世界的規模で展開していること

ここにかんがみ、高度情報通信ネットワーク及びこれを用いた電子商取引その他の社会経済活動に関する、国際的な規格、準則等の整備に向けた取組、研究開発のための国際的な連携及び開発途上地域に対する技術協力その他の国際協力を積極的に行うために必要な措置が講じなければならない。

(設置)

第二十五条 高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進するため、内閣に、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（以下「本部」という。）を置く。

(所掌事務)

第一六五条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する重点計画（以下「重点計画」という。）を作成し、及びその実施を推進すること。

二 前号に掲げるもののほか、高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策で重要な実施を推進すること。

(組織)

第一六六条 本部は、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部長、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略副本部長及び高度情報通信ネットワーク社会推進戦略副本部長をもつて組織する。

(高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部長)

第一六七条 本部長は、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部長、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略副本部長（以下「本部員」とい

部長)

第二十八条 本部に、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略副本部長（以下「副本部長」という。）を置き、國務大臣をもつて充てる。

2 副本部長は、本部長の職務を助ける。

（高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部員）

第二十九条 本部に、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部員（以下「本部員」という。）を置く。

2 本部員は、次に掲げる者をもつて充てる。

一 本部長及び副本部長以外のすべての国務大臣

（主任の大臣）

第三十二条 本部に係る事項については、内閣法（昭和二十一年法律第五号）にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。

（政令への委任）

第三十三条 この法律に定めるものほか、本部に關し必要な事項は、政令で定める。

（第三十一条） 本部は、この章の定めるところにより、重点計画を作成しなければならない。

（第三十四条） 本部は、次に定めるところにより、重点計画を作成しなければならない。

（第三十五条） 本部は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 高度情報通信ネットワーク社会の形成のため政府が迅速かつ重点的に実施すべき施策

一 高度情報通信ネットワーク社会の形成のため政府が迅速かつ重点的に実施すべき施策

一 高度情報通信ネットワーク社会の形成のため政府が迅速かつ重点的に実施すべき施策

一 高度情報通信ネットワーク社会の形成のため政府が迅速かつ重点的に実施すべき施策

一 高度情報通信ネットワーク社会の形成のため政府が迅速かつ重点的に実施すべき施策

一 教育及び学習の振興並びに人材の育成に関し政府が迅速かつ重点的に講ずべき施策

一 行政の情報化及び公共分野における情報通信技術の活用の推進に関し政府が迅速かつ重点的に講ずべき施策

一 電子商取引等の促進に関し政府が迅速かつ重点的に講ずべき施策

一 ネットワーク社会の形成に関する施策を政府が迅速かつ重点的に講ずべき施策

一 ネットワーク社会の形成に関する施策を政府が迅速かつ重点的に講ずべき施策

一 教育及び学習の振興並びに人材の育成に関し政府が迅速かつ重点的に講ずべき施策

一 行政の情報化及び公共分野における情報通信技術の活用の推進に関し政府が迅速かつ重点的に講ずべき施策

一 電子商取引等の促進に関し政府が迅速かつ重点的に講ずべき施策

一 ネットワーク社会の形成に関する施策を政府が迅速かつ重点的に講ずべき施策

一 教育及び学習の振興並びに人材の育成に関し政府が迅速かつ重点的に講ずべき施策

一 行政の情報化及び公共分野における情報通信技術の活用の推進に関し政府が迅速かつ重点的に講ずべき施策

一 電子商取引等の促進に関し政府が迅速かつ重点的に講ずべき施策

一 ネットワーク社会の形成に関する施策を政府が迅速かつ重点的に講ずべき施策

（第三十六条） 本部に關する事務は、内閣官房において処理し、命を受けて内閣官房副長官補が掌理する。

5 本部は、適時に、第三項の規定により定める目標の達成状況を調査し、その結果をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

6 第四項の規定は、重点計画の変更について準用する。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、平成十三年一月六日から施行する。

(検討)

2 政府は、この法律の施行後三年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。